

★地方自治法第百条調査権とは

「当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言ならびに記録の提出を請求することができ」の権限が認められています。この議会の権限を百条調査権とも呼ばれています。俗には「伝家の宝刀」ともいわれています。

地方議会の調査権は国政調査権と異なり、議会そのものの権能であり、国会におけるように各種委員会にも与えられているものではありません。したがって、地方議会で委員会が調査権を行使する場合には、議会からの委任（付託）が必要となります。

調査権限の及ぶ範囲は、当該地方公共団体の事務の及ぶ範囲であり、議案等の議決、執行権に対する批判監視として認められているものであります。

なお、百条調査委員会の特徴として、左の五点については、市議会の名前において、「告発」ができる、または、しなくてはならないという規定になっており、慎重な分析と法的な見解などが必要といわれています。

- 出頭拒否 ○宣誓拒否
- 証言拒否 ○書類提出拒否
- 偽証（記憶と違う証言をした場合）

百条調査権の調査権限として

告発できる課題を思考しました

証人出頭拒否、参考人出席拒否等の状況についての検討

①杉山義和氏

平成十七年四月八日付で送付した出頭請求書は、本人不在のため四月十日付で返送され、結局出頭されなかった。委員会では出頭拒否に値しないと判断をした。その後五月十六日に出頭した。

②井上昇氏

平成十七年四月八日付及び四月十五日付で送付した出頭請求書についてそれぞれ、四月十三日及び四月二十日付の文書で、いずれも会議との理由で出頭できない旨の回答があった。委員会では、正当な理由とは認めなかったが、回答書の中で五月十六日の出頭を確約したため状況を見ることとした。その後五月十六日に出頭した。

③須藤哲夫氏

平成十七年四月八日付で出頭請求書を送付したが、平成十七年四月十一日付文書で、会議で出頭できないために日程の変更を要請する旨の回答があった。委員会では正当な理由とは認めなかったが、日程調整ののち、その後四月二十五日に出頭した。

④西岡戴昭氏

平成十七年五月十三日は出頭したが、平成十七年五月十六日付の出頭請求については、平成十七年五月十八日付の文書で病氣療養中との理由で出頭できないとの回答があり、後日、平成十七年六月七日付で診断書が送付され、委員会ではやむを得ないものと判断した。

⑤戸田雅之氏

平成十七年五月十三日付で出頭請求書を送付したが、平成十七年五月十六日の文書で出張のため出頭できないとの回答があり、委員会ではやむを得ないものと判断した。